

		仕事の依頼、指示等に対する自由な拒否			仕事の内容・方法についての具体的な指揮命令			勤務場所及び勤務時間の管理			本人に代わる他人の仕事の従事または補助者の使用			指揮監督下で行う労働に対する報酬の支払い		
		拒否することはできない	拒否することができる	どちらともいえない	指揮命令をうけている	指揮命令をうけていない	どちらともいえない	管理されている	管理されていない	どちらともいえない	認められていない	認められている	どちらともいえない	支払われている	支払われていない	どちらともいえない
納税申告の方式	青色申告	38.3	34.7	26.9	73.0	7.8	19.2	69.0	14.6	16.4	38.8	33.3	27.8	91.9	4.5	3.6
	白色申告	47.9	31.3	20.8	75.0	8.3	16.7	59.6	21.3	19.1	47.8	21.7	30.4	81.3	10.4	8.3
従業員の構成	事業主と同居の親族のみ	31.6	45.6	22.8	79.2	3.9	16.9	53.2	24.7	22.1	36.8	32.9	30.3	85.7	9.1	5.2
	事業主と同居の親族と他の従業員	40.2	32.4	27.4	72.7	8.3	19.0	70.8	12.5	16.7	40.3	31.8	27.9	91.7	4.5	3.9
【個人事業主】同居の親族の給与の必要経費への算入	算入している	32.4	40.5	27.0	71.2	8.2	20.5	58.1	24.3	17.6	34.7	37.5	27.8	89.2	5.4	5.4
	算入していない	0.0	50.0	50.0	75.0	0.0	25.0	50.0	50.0	0.0	50.0	25.0	25.0	50.0	25.0	25.0
【法人事業主】同居の親族の給与の損金への算入	算入している	40.1	34.7	25.3	75.8	5.8	18.4	72.4	10.9	16.7	40.3	31.5	28.2	96.0	1.1	2.9
	算入していない	34.9	30.2	34.9	72.1	14.0	14.0	65.1	11.6	23.3	46.5	32.6	20.9	65.1	25.6	9.3

3 アンケート調査結果から読み取れること

- 同居の親族のみを使用する事業においても、
 - ・ 同居親族の約8割(79.2%)が、仕事の内容・方法について、事業主に具体的な指揮命令を受けていること。
 - ・ 同居親族の9割弱(85.7%)が、事業主の指揮監督の下で行う労働に対して報酬が支払われていること。
 - ・ 同居親族の6割以上(63.5%)が事業主自身や他の従業員と同じくらいか、それ以上の労働時間就労していること。
- が明らかになった。

中小企業退職金共済制度の加入対象者の
範囲に関する検討会
参集者名簿

阿世賀陽一 社会保険労務士

臼杵 政治 ニッセイ基礎研究所主席研究員

坂部 達夫 税理士

○ 笹島 芳雄 明治学院大学経済学部教授

武内 崇夫 日本賃金研究センター
主任アドバイザー

橋本 陽子 学習院大学法学部教授

(○印は座長 敬称略、五十音順)

中小企業退職金共済制度の加入対象者の
範囲に関する検討会
開催経緯

第1回

開催日：平成21年4月7日

議題：

- (1) 中小企業退職金共済制度について
- (2) 中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関する検討について
- (3) 今後の進め方
- (4) その他

第2回

開催日：平成21年5月27日

議題：

- (1) 中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関する検討について
- (2) その他

第3回

開催日：平成21年6月24日

議題：

- (1) 中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関する検討について
- (2) その他